

令和8年度DX等に係る企業実態調査業務仕様書

1 業務名

令和8年度DX等に係る企業実態調査業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から令和8年12月31日（水）までとする。

3 業務目的

本県では、DXの必要性に対する理解は進みつつあるが、実際にはDXに取り組めていない民間事業者がまだ多いのが現状であり、民間事業者がこれまで以上に自立的・持続的にDXに推進する「全県的な取組」へと加速するために、令和4年11月に「広島県DX加速プラン」を策定し、様々な取組を進めている。

本業務は、こうした取組の評価や効果的な施策の検討に活用するため、県内企業等のDXに対する必要性や取組状況、課題について把握することを目的とする。

4 調査概要

(1) 方法

ア 企業データは統計法第27条第1項に基づき、総務省統計局が整備する事業所母集団データベースから提供される母集団情報を使用するものとし、広島県が取得し受託者に提供する。

イ 広島県内の企業等に対し、依頼文を郵送する。

ウ 調査の回答は、郵送及びインターネットを活用する。

(2) 送付件数

5,000件以上（目標回収数：1,200件以上 ※詳細は5-(3)参照）

(3) 調査期間

令和8年9月～10月（予定）

(4) 調査項目

「令和7年度DX等に係る企業実態調査（参考）」における調査項目を基本とし、広島県が任意に設定する。※20問以内を想定

(5) スケジュール（概要）

作業時期	作業内容
令和8年8月上旬	調査対象・調査項目の決定
8月中旬	Web回答フォームの作成、調査票の印刷
9月上旬	郵送、調査開始
9月中旬	回答の回収（一次締切）
10月上旬	回答の回収（最終締切）
10月16日（金）	集計結果の納品
10月30日（金）	調査結果の納品

(6) （参考）令和7年度の調査結果

ア 送付件数 5,000件

イ 調査期間 令和7年9月1日（火）～10月7日（水）

ウ 回答数 1,129件（回収率：22.6%）

5 業務内容

(1) Web 回答フォームの作成

Web 回答フォームを作成すること。

ア 設問数 20 問以内

イ 設問内容 広島県が Word 形式で提供する。

(2) 調査対象企業の抽出

調査対象企業の抽出については、従業員規模別や業種別の偏りを踏まえ、層化無作為抽出等の統計的手法を用い、受託者が抽出設計案を作成し、県の承認を得た上で実施する。各層の標本数及び回収目標については、想定回収率の差異を考慮して設定すること。

(3) 調査票等の印刷及び郵送

ア 調査票を印刷し、依頼文及び返信用封筒と併せて封入した上で、調査対象者に送付すること。

イ 必要な印刷物（封筒を含む。）は受託者が用意し、回収に係る経費は受託者の負担とする。

(ア) 郵送用封筒に「広島県内企業のデジタル技術活用等に関するアンケート調査へのご協力をお願い」と表示し、送付元として「広島県」及び県の県章を表示すること。

(イ) 調査開始日に調査票が送付先に到達するよう発送すること。

(ウ) 印刷前に校正データ等によりあらかじめ県の同意を得ること。

(4) 調査票の回収

ア 従業員規模別に、400 件以上を回収を目指す。従業員区分は、「10 人未満」、「10～100 人未満」、「100 人以上」の 3 区分を想定している。

イ 目標回収数の達成に向けて、調査票の形式等の工夫や郵送後のフォローアップなど、必要な取組を行うこと。

(5) 督促電話

ア 件数 1,200 件以上

イ 時期 一次締切後に開始する。

ウ 内容 未回答の方へ調査協力依頼の督促電話を掛ける。

(6) 集計表の作成

各調査項目の集計にあたっては、業種別のクロス集計を行うこと。

回答データについて、従業員規模別や業種別の母集団構成比と回収結果との乖離を補正するため、適切なウェイトバック処理を施すこと。

ウェイトの設定にあたっては、必要に応じて複数の属性を考慮した補正を行い、母集団構成を適切に反映した推計値を算出すること。

また、ウェイト設定の考え方及び補正結果については、県に説明可能な形で整理すること。

(7) 調査結果の作成

ア 各調査項目の集計結果について、表・グラフを用いて分かりやすく説明したものを作成し、調査の概要・調査結果（回答者属性・各調査項目の結果）・参考資料等を記載した本編を作成すること。

イ 調査結果のレイアウト等は、県HP (<https://hiroshima-dx.jp/pages/463/>) に掲載している過去のDX等に係る企業実態調査の統計表をベースとして、新たに業種別のクロス集計を追加し作成すること。（契約締結後、県と要相談）

6 成果物の提出

受託者は、次に掲げる成果物を電子データで提出すること。また、Word や Excel 等の加工可能な形式で提出すること。（※別紙「集計表の様式例」を参照）

業務	成果物	納期
集計	調査票項目の単純集計表（横持ち）	令和8年10月中旬
	BIツール（Tableau）の分析に適した形式のデータとして、次の3種類のデータを提出すること。 ①企業データ（横持ち） ②項目表（縦持ち） 設問と選択肢を整理した表 ③調査結果（縦持ち）	
調査結果	調査の概要・調査結果（回答者属性・各調査項目の結果）・参考資料等一式	令和8年10月30日（金）

※調査の状況等により、この納期によりがたい場合は、広島県と協議し、別途期間を定めることとする。

7 成果の帰属等

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、受託者又は第三者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権又は第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を保持しなければならない。

8 契約に関する条件等

個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。また、疑義や事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

なお、本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

(2) 再委託

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。なお、母集団情報の取扱いに関する業務を再委託することはできない。

(3) 資格要件

本業務は、母集団推計や回収バイアスの補正など統計的手法を用いた分析を伴うものであり、調査設計及び集計分析に一定の専門性が求められることから、本業務に従事する担当者

は、統計調査士、専門統計調査士又は専門社会調査士の資格を有すること、又は類似の企業向けアンケート調査（母集団推計又はウェイト補正を伴うものを含む）を複数回（5件以上）実施した実績を有すること。

9 事業所母集団データベースから提供を受ける母集団情報の利用

受託者は、母集団情報を利用する際は、業務委託契約約款（以下「約款」という。）の規定に加え、次に掲げる事項を遵守すること。県は、受託者が約款や次に掲げる事項に違反していると判断した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 業務目的に従い、善良な管理者の注意をもって業務を履行すること。
- (2) 別紙「事業所母集団データベースから提供を受けた母集団情報の適正な管理のために利用機関が講ずるべき措置」に定める措置を全て確実に実施すること。
- (3) 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間生成物の全てを速やかに焼却し、消去し、溶解し又は裁断し、その処置について報告すること。
- (4) 母集団情報の転写、貸与及び提供を行わないこと。